

議案第 22 号

羽曳野市立テニスコート条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市立テニスコート条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

羽曳野市立茶山テニスコートの設置及びその管理に関する事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立テニスコート条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市立テニスコート条例(平成2年羽曳野市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の表に次のように加える。

| | |
|---------------|---------------|
| 羽曳野市立茶山テニスコート | 羽曳野市誉田6丁目612番 |
|---------------|---------------|

第2条各号列記以外の部分中「テニスコート」を「羽曳野市立駒ヶ谷テニスコート(以下「駒ヶ谷テニスコート」という。)及び羽曳野市立市民体育館屋外テニスコート(以下「市民体育館屋外テニスコート」という。)」に改め、同条第1号中「テニスコート」を「駒ヶ谷テニスコート及び市民体育館屋外テニスコート」に改める。

第3条中「指定管理者」を「指定管理者等(駒ヶ谷テニスコート及び市民体育館屋外テニスコートにあたっては指定管理者を、羽曳野市立茶山テニスコート(以下「茶山テニスコート」という。)にあたって委員会をいう。)」に改める。

第4条及び第5条中「指定管理者」を「指定管理者等」に改める。

第6条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

委員会は、必要があると認めるときは、第4条第3号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

第7条中「テニスコート」を「駒ヶ谷テニスコート及び市民体育館屋外テニスコート」に改める。

第8条を第9条とし、第7条の次に次に1条を加える。

(使用料)

第8条 茶山テニスコートを使用しようとする者は、別表に掲げる額の料金(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。

2 前条第5項及び第6項の規定は、前項の規定による使用料について準用する。この場合において「指定管理者は、市長が」とあるのは「市長は」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

別表中「第 7 条関係」を「第 7 条、第 8 条関係」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条から第 5 条までの改正規定及び第 6 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項を加える改正規定は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

羽曳野市立テニスコート条例 新旧対照表

| 新 | 旧 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------------|----|----------------|--------------------|--------------------|----------------|---------------|--------------------|--|----|----|----------------|--------------------|--------------------|----------------|
| <p>(設置)</p> <p>第 1 条 市民の体位向上及び健康の増進を図るとともに、体育及びスポーツの振興に寄与するため、羽曳野市立テニスコート(以下「テニスコート」という。)を次のように設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>羽曳野市立駒ヶ谷テニスコート</td> <td>羽曳野市駒ヶ谷 1408 番地の 1</td> </tr> <tr> <td>羽曳野市立市民体育館屋外テニスコート</td> <td>羽曳野市西浦 1047 番地</td> </tr> <tr> <td>羽曳野市立茶山テニスコート</td> <td>羽曳野市誉田 6 丁目 61 2 番</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第 2 条 羽曳野市教育委員会(以下「委員会」という。)は、<u>羽曳野市立駒ヶ谷テニスコート</u>(以下「駒ヶ谷テニスコート」という。)及び<u>羽曳野市立市民体育館屋外テニスコート</u>(以下「市民体育館屋外テニスコート」という。)の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者(羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17 年羽曳野市条例第 30 号)第 2 条第 2 号に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。</p> <p>(1) <u>駒ヶ谷テニスコート及び市民体育館屋外テニスコート</u>の利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第 3 条 <u>テニスコートを利用しようとするものは、あらかじめ指定管理者等(駒ヶ谷テニスコート及び市民体育館屋外テニスコート)にあっては指定管理者を、羽曳野市立茶山テニスコート(以下「茶山テニスコート」という。)にあって委員会をいう。以下同じ。)の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(利用の承認の制限)</p> <p>第 4 条 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>指定管理者等</u>は、テニスコートの利用を承認してはならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> | 名称 | 位置 | 羽曳野市立駒ヶ谷テニスコート | 羽曳野市駒ヶ谷 1408 番地の 1 | 羽曳野市立市民体育館屋外テニスコート | 羽曳野市西浦 1047 番地 | 羽曳野市立茶山テニスコート | 羽曳野市誉田 6 丁目 61 2 番 | <p>(設置)</p> <p>第 1 条 市民の体位向上及び健康の増進を図るとともに、体育及びスポーツの振興に寄与するため、羽曳野市立テニスコート(以下「テニスコート」という。)を次のように設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>羽曳野市立駒ヶ谷テニスコート</td> <td>羽曳野市駒ヶ谷 1408 番地の 1</td> </tr> <tr> <td>羽曳野市立市民体育館屋外テニスコート</td> <td>羽曳野市西浦 1047 番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第 2 条 羽曳野市教育委員会(以下「委員会」という。)は、<u>テニスコート</u>の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者(羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17 年羽曳野市条例第 30 号)第 2 条第 2 号に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。</p> <p>(1) <u>テニスコート</u>の利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第 3 条 <u>テニスコートを利用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(利用の承認の制限)</p> <p>第 4 条 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>指定管理者</u>は、テニスコートの利用を承認してはならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> | 名称 | 位置 | 羽曳野市立駒ヶ谷テニスコート | 羽曳野市駒ヶ谷 1408 番地の 1 | 羽曳野市立市民体育館屋外テニスコート | 羽曳野市西浦 1047 番地 |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | |
| 羽曳野市立駒ヶ谷テニスコート | 羽曳野市駒ヶ谷 1408 番地の 1 | | | | | | | | | | | | | | |
| 羽曳野市立市民体育館屋外テニスコート | 羽曳野市西浦 1047 番地 | | | | | | | | | | | | | | |
| 羽曳野市立茶山テニスコート | 羽曳野市誉田 6 丁目 61 2 番 | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | |
| 羽曳野市立駒ヶ谷テニスコート | 羽曳野市駒ヶ谷 1408 番地の 1 | | | | | | | | | | | | | | |
| 羽曳野市立市民体育館屋外テニスコート | 羽曳野市西浦 1047 番地 | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|--|
| <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、テニスコートの管理上支障があると、<u>指定管理者等</u>が認めるとき。 (利用の承認の取消し等)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>指定管理者等</u>は、テニスコートの利用の承認を取り消し、その利用を制限し、又は停止することができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 前4号に掲げるもののほか、<u>指定管理者等</u>が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。</p> <p>2 <u>指定管理者等</u>は、前項の規定による利用条件の変更又は承認の取消しによって、利用者に損害が生じても、その責めを負わない。 (意見の聴取)</p> <p>第6条 <u>委員会</u>は、<u>必要があると認めるとき</u>は、<u>第4条第3号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 省略 (利用料金)</p> <p>第7条 市長は、<u>指定管理者に駒ヶ谷テニスコート及び市民体育館屋外テニスコートの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)</u>を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、<u>駒ヶ谷テニスコート及び市民体育館屋外テニスコート</u>を利用しようとするものは、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>3～6 省略 (使用料)</p> <p>第8条 <u>茶山テニスコートを使用しようとする者は、別表に掲げる額の料金(以下「使用料」という。)</u>を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>前条第5項及び第6項の規定は、前項の規定による使用料について準用する。この場合において「指定管理者は、市長が」とあるのは「市長は」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</u> (委任)</p> | <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、テニスコートの管理上支障があると、<u>指定管理者</u>が認めるとき。 (利用の承認の取消し等)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>指定管理者</u>は、テニスコートの利用の承認を取り消し、その利用を制限し、又は停止することができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 前4号に掲げるもののほか、<u>指定管理者</u>が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、前項の規定による利用条件の変更又は承認の取消しによって、利用者に損害が生じても、その責めを負わない。 (意見の聴取)</p> <p>第6条</p> <p>1 省略</p> <p>2 省略 (利用料金)</p> <p>第7条 市長は、<u>指定管理者にテニスコートの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)</u>を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、<u>テニスコート</u>を利用しようとするものは、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>3～6 省略</p> <p>(委任)</p> |
|--|--|

第9条 省略

附則 省略

別表(第7条、第8条関係)

表 省略

第8条 省略

附則 省略

別表(第7条関係)

表 省略